

工 事 監 査 等 の 結 果

○ 監査の日

令和4年8月24日

○ 監査の対象工事

道路改良工事【市道瀬門67号線】

○ 監査の実施方法

公益社団法人大阪技術振興協会に専門技術士の派遣を要請し、同振興協会の工事技術調査結果に基づく監査を実施した。

監査の内容は、監査対象工事の計画、設計、積算、契約、施工管理、監督、品質、安全管理などの各段階における技術的事項の実施態様について、関係図書類及び現場施工状況の調査を通じて検分し、評価するとともに、改善是正を要する事項については、改善及び再発防止に向けた措置を求めた。

○ 監査時点における工事の進捗状況

実施出来高（令和4年7月末日現在）

64.0%（計画：60.7%）

○ 監査結果

書類調査、現場施工状況調査を通じて、良好な実施状況であった。各種届出書や施工計画、施工段階確認検査、工事報告書など、書類は整備されていた。

今回は、全体のサンプリング監査であり詳細まで検証することができなかったが、施工管理（工程内検査、段階検査）は、工事監督員の指導的立場が発揮され適正に実施されていた。

しかし、以下のとおり、改善を要する事項が見受けられた。今後の事業実施にあたっては、これらに十分留意し、その措置を講じられたい。

1 書類審査

(1) 建設業退職金共済制度の共済証紙に関して

受注者が購入する共済証紙について、必要枚数の根拠が不明瞭であったため、購入する際は事前に必要枚数の確認をされたい。

2 工事現場審査

(1) 現場施工管理に関して

ア 布設が完了した側溝の一部に欠けが見受けられたため、早急に補修を指示されたい。

イ 仮設電気の分電盤の取扱責任者名を明示するとともに、施錠できる状

態にするよう指示されたい。

【労働安全衛生規則第 352 条】

ウ 工事現場内は、産業廃棄物の一時保管場所となるため、法定表示を掲示するよう指示されたい。

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 8 条】